

みやざき

《今月の主な記事》

日本年金機構 からのお知らせ.....2	一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ.....6
算定基礎届についてのご案内.....2	令和2年 一般財団法人宮崎県社会保険協会の予算が決まりました。.....6
国民年金への変更手続きはお済みですか?.....3	令和2年 ～第1回新任社会保険事務担当者研修会のご案内～.....7
会社を退職後継続再雇用された方の手続きについて.....3	
協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ.....4	インフォメーション.....8
傷病手当金と老齢年金等の併給について.....4	年金相談の日程等.....8
ご活用ください!生活習慣病予防健診.....5	



今月の表紙

日之影川のこいのぼり (日之影町)

日之影町の中心部を流れる日之影川の渓谷を渡る風に吹かれて、元気に色鮮やかに泳ぐたくさんの鯉のぼり。青雲橋の開通に合わせて昭和60年から続いている行事で、日之影商工会が使われなくなった鯉のぼりの提供を受けて設置しています。

水面からの高さ137mを誇り、国内でも有数の高さに架かる青雲橋を望みながら、子どもたちの健やかな成長を願って、毎年5月末頃まで鯉のぼりが泳いでいます。



算定基礎届についてのご案内

毎年1回、その年の7月1日時点の全ての被保険者(6月1日以降に資格取得した方を除く)を対象として、標準報酬月額の見直しを行うために提出していただくものです。

算定基礎届は、毎月の保険料計算や、健康保険の給付・将来受け取る年金額等の計算の基礎となる大切な届出です。

正しく記載し、提出期限内にご提出ください。

※4・5・6月中に支払った総支給額(すべての手当を含む源泉徴収前の額)を記入してください。

算定基礎届の流れ

届出用紙が事業所に送られてきます【6月中旬頃】



提出期限【7月1日～7月10日】

提出期限内に、福岡広域事務センター宛、郵送での提出にご協力をお願いいたします。



決定通知書の送付

日本年金機構より送付されます。各従業員に新しい標準報酬月額を通知してください。

【郵送先】

〒812-8579

福岡県福岡市博多区榎田 1-2-55 AP 榎田ビル

日本年金機構 福岡広域事務センター



保険料の計算【9月分～】

新たに決定された標準報酬月額をもとに、9月分からの保険料が計算されます。



よくある質問

Q. 月額変更該当の方で、算定基礎届を提出しましたが、月額変更の提出も必要ですか？

A. 月額変更届の提出も必要です。

7月改定、8月改定、9月改定の月額変更の場合は、月額変更が優先します。

※固定的賃金(基本給など)の変動がなく、非固定的賃金(残業手当など)の変動により標準報酬月額に2等級以上の差が生じても、月額変更該当しませんのでご注意ください。

- 日本年金機構から送られてきた納入告知書は、毎月必ず開封し保険料額を確認してください。
- 退職された場合や被扶養者でなくなった場合の健康保険証は、すみやかに回収し、管轄の年金事務所へお返しください。

会社を退職(失業)された方へ 国民年金への変更手続きはお済みですか？

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職(失業)されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。

勤務先を退職(失業)された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要になります。

お住まいの市町村の国民年金担当窓口または年金事務所でお手続きください。

国民年金保険料の免除制度があります！

退職(失業)の場合は、退職(失業)された方の前年の所得がゼロとして審査されます。

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますので、退職(失業)の場合は審査基準が緩和されることとなります。

※申請については、お住まいの市町村の国民年金担当窓口または年金事務所へお問い合わせください。

会社を退職後継続再雇用された方の手続きについて

60歳以上の被保険者が退職後に1日も空くことなく同じ事業所に再雇用された場合は、「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に届出することにより、再雇用された月から、再雇用後の報酬で標準報酬月額を決定することができます。

届出される際は、添付書類として、「就業規則、退職辞令の写し等の退職したことがわかる書類及び再雇用されたことがわかる雇用契約書」または、「事業主の証明」が必要となります。

「事業主の証明」には指定の書式はありませんが、退職した日、再雇用された日が記載されており、事業主の押印されているものが必要です。

(再雇用後の報酬が、退職前と変わらない場合、手続きは不要です。)

※詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

日本年金機構

検索



協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ

全国健康保険協会

傷病手当金と老齢年金等の併給について

傷病手当金を受給している方が、老齢(退職)年金や障害厚生年金等を受けられる場合、傷病手当金は支給されません。ただし、年金の額が傷病手当金の額を下回るときはその差額が支給されます。

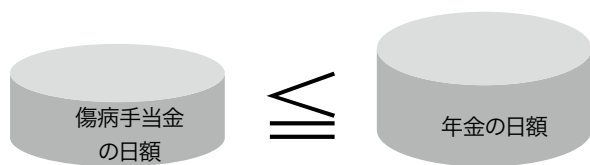
～老齢(退職)年金を受けられる方～

資格喪失後に傷病手当金の継続給付を受給している方が、老齢厚生年金、老齢基礎年金または退職共済年金(老齢年金等)を受けられるときは、傷病手当金は支給されません。ただし、老齢年金等の額の360分の1が傷病手当金の日額より低いときは、その差額が支給されます。

～障害年金を受けられる方～

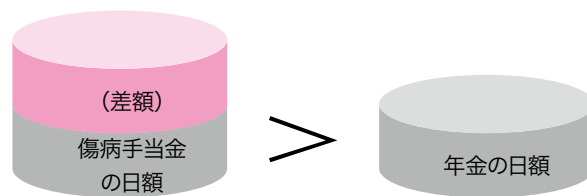
傷病手当金と同じ病気やケガで障害厚生年金または障害手当金の支給を受けられるときは、傷病手当金は支給されません。ただし、障害厚生年金の額(同時に障害基礎年金を受けられるときはその合計額)の360分の1が傷病手当金の日額より低いときは、その差額が支給されます。また障害手当金を受給することとなった場合は、傷病手当金の額の合計額が、障害手当金の額に達するまで傷病手当金は支給されません。

●傷病手当金の日額が年金の日額より低い場合



傷病手当金は支給されません

●傷病手当金の日額が年金の日額より高い場合



差額が支給されます

傷病手当金を受けた後に、さかのぼって老齢年金や障害厚生年金等を受給することになった場合



傷病手当金の受給期間と重複する部分について、傷病手当金の一部または全部を返還していただくことになります。

さかのぼって老齢年金等を受給することになった場合は、速やかにその旨をご連絡ください。

【休業補償給付(労災保険)を受けられる場合の注意点】

- ・休業補償給付の決定に時間を要する等の理由により、先に傷病手当金を受給した場合は、休業補償給付を受給した後に傷病手当金を返還していただくことになります。
- ・業務災害により労災保険の休業補償給付を受けられる期間と、業務外の傷病により傷病手当金を受けられる期間が重複する場合、傷病手当金は支給されません。

※ただし、休業補償給付の日額が傷病手当金の日額より低いときは、その差額が支給されます。

傷病手当金の受給期間と重複して労災保険による休業補償給付を受給することになった場合はご連絡をお願いします。



各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
協会けんぽ宮崎支部 TEL:0985-35-5364

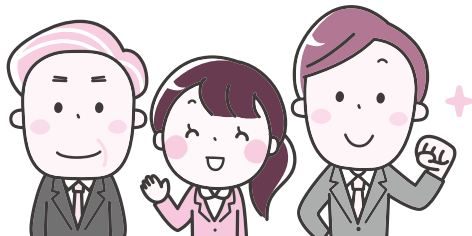
※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます！

協会けんぽ 宮崎

検索

ご活用ください！生活習慣病予防健診



協会けんぽでは、**35歳***以上の被保険者様へ年度内
お一人様1回に限り、費用の一部を補助します。

健診は、あなたの健康状態を知る絶好の機会です。
健康づくり・病気の予防にご活用ください。

※20歳以上の偶数年齢の方は、子宮頸がん検診の補助もあります。

「生活習慣病予防健診」のメリット

- 生活習慣病の予防と早期発見ができます。
- 労安法の定期健診に**がん検診（肺・胃・大腸）**がセットになっています。
※乳がん・子宮頸がん検診も追加可能です（対象年齢あり）。
- 健康サポート（特定保健指導）**を無料で行っていきます。
※健診結果で、メタボリックシンドロームのリスクがある方。



3月下旬に事業所様へ、このようなご案内をお送りしています。

受診までの手続き

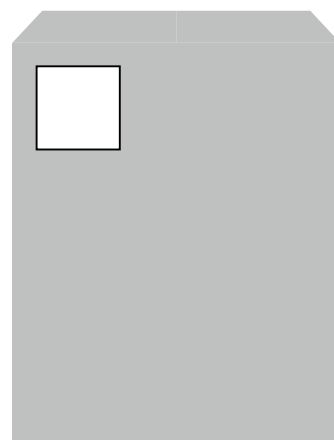
Step1

健診希望日を決めて、受診を希望する健診機関に予約する。

Step2

健診を受ける。

※詳細は、**ご案内**と同封の手引きをご覧ください。



角2サイズの
緑色封筒が目印！

☆今年度より、協会けんぽへの申し込みは不要になりました☆

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ

一般財団法人宮崎県社会保険協会は、社会保険加入事業主を会員として、社会保険の加入者とその家族をはじめ、広く県民の福祉向上に寄与するとともに、社会保険制度の円滑な運営を目的として設立しています。

事業にかかる費用は、事業主のみなさんから納めていただいた会費によってまかなわれています。本年度予算も、下記のとおり決まり、さらに積極的に次の事業に取り組んでいきますので、ご協力をお願いします。

令和2年度 一般財団法人宮崎県社会保険協会の予算が決まりました。

令和2年度 一般会計収入支出予算			
収入の部 (単位:千円)		支出の部 (単位:千円)	
1. 受取会費	39,821	1. 事業費	28,316
2. 受取積立金利息	9	2. 管理費	15,771
3. 積立金取崩収入	1,000	3. 予備費	24
4. 雑収益	281		
5. 前期繰越	3,000		
計	44,111	計	44,111

【 事 業 】

1. 社会保険制度の広報宣伝

健康保険、厚生年金保険など社会保険制度の普及を図り円滑な運営に寄与するため、わかりやすく編集した広報誌「社会保険みやざき」等の出版物を発行し、配布しています。

2. 社会保険制度の趣旨普及等

(1) 社会保険制度講習会

事務担当者を対象とした健康保険・年金制度の講習会を開催し、参考図書を配布するとともに、被保険者等に対する制度普及に努めます。

(2) 新任社会保険事務担当者研修会

定年近な被保険者等に対し、年金制度のセミナー等を開催し、参考図書を配布するとともに、被保険者等に対する制度普及に努めます。

(3) 年金シニアライフセミナー

新任事務担当者等に対し、社会保険の適用及び給付の諸手続き関係などの研修会を開催し、参考図書を配布するとともに、被保険者等に対する制度普及に努めます。

(4) 労働保険等に関する事務講習会

社会保険事務及び総務担当者を対象とした、労働保険・雇用保険等の手続きに関する講習会を開催します。

(5) 年末調整等に関する事務講習会

社会保険事務及び総務担当者を対象とした、年末調整・源泉徴収等の手続きに関する講習会を開催します。

3. 健康づくり事業

(1) 保健師・健康運動指導士等による職場の健康づくり講習会を開催しています。

(2) 保健師による事業所巡回の健康相談を行っています。

(3) 健康啓発ビデオ(DVD)の貸し出しを行っています。

4. 福利厚生事業

(1) 事業主及び被保険者等の福利増進を図るべく、宿泊施設等の優待割引を案内します。

(2) 事業主及び被保険者等の健康増進を図るべく、家庭常備薬等の斡旋を実施します。

5. 社会保険関係諸届請求書等の無償配布

事業主及び被保険者等の便宜を図るため、社会保険関係諸届、申請書、請求書等を印刷し、社会保険制度の講習会等に合わせ配布します。

年金シニアライフセミナーにご参加ありがとうございました

本年2月、宮崎・延岡・都城の3会場で当協会主催の年金シニアライフセミナーを開催しましたところ、沢山の方々にご参加いただきました、ありがとうございました。

当協会では、今後も皆様方のお役に立てる各種講習会等開催してまいりますので、引き続きご支援・ご協力のほど宜しくお願いいたします。



宿泊施設優待の契約解除等のお知らせ

本年3月2日に、ホテルスカイタワーが別法人に組織替えされましたので、施設利用会員証は使用できなくなりました。

また、東諸県郡綾町にあります綾川荘と新規契約をいたしました。(詳しくは広報誌7月号でお知らせします。)

◎新たに健康啓発ビデオ(DVD)の貸し出し種類が増えました!

当協会では、会員事業所の皆様方の健康保持増進に役立てていただきたく、健康啓発ビデオ(DVD)の貸し出しを実施しております。また、新作のDVD(3種類)並びに、旧作もあわせて被保険者の健康づくりにご活用ください。

新作のDVD(3種類)

◆貸し出し料金は**無料**です。

健康サポート体操



時間:60分
1.ストレッチ体操
2.タオル体操
3.その他7種目のトレーニング等

夏の熱中症・冬のヒートショック



時間:42分
1.熱中症編
2.ヒートショック編
3.それぞれの予防と対策について

毎日筋活部



時間:60分
1.上・下半身の30秒ストレッチ
2.4秒及び30秒の筋トレ
3.その他20種目のチョイトレ

旧作のDVD(4種類)

Vo.1 はじめてのウォーキング&ジョギング



時間:30分
1.正しい歩き方とは?
2.スピードウォーキング
3.その他4項目

Vo.2 若々しい体をキープエクササイズ&ダイエット



時間:32分
1.ダイエットの基本
2.体幹エクササイズ
3.その他4項目

Vo.3 Good-bye ストレス



時間:28分
1.ストレスとは何か
2.ストレス対処法
3.その他5項目

Vo.4 正しく知れば怖くない がんのお話



時間:25分
1.がん発声メカニズム
2.がんと生活習慣
3.その他4項目

◆ 何種類でもお申込は可能です。 ◆ 貸し出し期間は、2週間までを予定しています。

申込方法 下記の借用申込書にご記入の上、FAXでお申込みください。

お申込先 一般財団法人 宮崎県社会保険協会 TEL(0985)23-0200

FAX 番号 (0985)23-9077



健康啓発DVDの借用申込書

申込日 令和 年 月 日

借用希望DVD (✓を付けてください)	<input type="checkbox"/> 健康サポート体操 <input type="checkbox"/> 熱中症&ヒートショック <input type="checkbox"/> 毎日筋活部 <input type="checkbox"/> Vol 1 (ウォーキング) <input type="checkbox"/> Vol 2 (ダイエット等) <input type="checkbox"/> Vol 3 (ストレス) <input type="checkbox"/> Vol 4 (がん)		
借用期間	令和 年 月 日 ~	令和 年 月 日	
事業所名			担当者名
住所	〒		電話番号

※研修会等の中止のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い、5月・6月に予定していました新任社会保険事務担当者研修会並びに労働保険に関する事務講習会は、ウイルス感染拡大防止と事業所の皆様方の安全確保の観点から中止いたしました。

5・6月の年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
5月・6月の平日受付	月曜日 火～金曜日	午前8:30～午後7:00 午前8:30～午後5:15
5月の休日受付	9日(土)	午前9:30～午後4:00
6月の休日受付	13日(土)	午前9:30～午後4:00

5・6月の出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく!
- 代理人の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- ◆ご予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで飛び込みのご相談は承っておりません。)

会場	5月	6月
串間市役所 会議室	7日(木)	4日(木)
えびの市役所 会議室	14日(木)	11日(木)
西都市役所 市民課年金係	21日(木)	18日(木)
高千穂町役場 町民相談室	21日(木)	18日(木)
小林市役所 1階相談室	21日(木)	18日(木)
日南市役所 別館2階会議室	28日(木)	25日(木)
日向市 日向市中央公民館	28日(木)	25日(木)

年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

○電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず、一律市内電話の接続料金でご利用できます。
 ○携帯電話でもご利用できます
 ○IP電話、PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

- 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8:30～午後5:15まで
※毎週月曜日(月曜日が休日の場合は翌火曜日は午後7時まで受付時間を延長しています。)
- 第2土曜日
午前9:30～午後4:00まで



年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください

予約の申込みは「予約受付専用電話」へ!

0570-05-4890

〈予約受付番号受付時間〉月～金(平日)8:30～17:15

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
 ○ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
 ○お近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯

- 8:30～18:00(月曜日)
- 8:30～16:00(火～金曜日)
- 9:30～15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌以降の開所日初日に18時まで予約相談を実施しています。



協会けんぽからのお願い

保険証が利用できるのは退職日までです。

保険証は退職日の翌日から使用できません。事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。

街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

- 相談内容** 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等
- 開設場所** 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)
- 相談時間** 月曜日～金曜日※祝日・年末年始等を除く 午前8:30～午後5:15まで
- 予約専用電話番号** 0985-63-1066 (お電話による年金相談)は受け付けておりません。

街角年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のところまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 **0985-23-0200**

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ <http://www.shahokyo-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のところまで

宮崎年金事務所	0985-52-2111	都城年金事務所	0986-23-2571
延岡年金事務所	0982-21-5424	高鍋年金事務所	0983-23-5111

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のところまで

協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会)

0985-35-5364 (代表) 音声案内でご案内します

全国健康保険協会ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

- 案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
- 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
- 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保険使用、医療費通知など)
- 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康経営など)